

# 子育て支援員研修について

# 「子育て支援員」研修について

## 趣旨

子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。

このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

## 「子育て支援員」とは

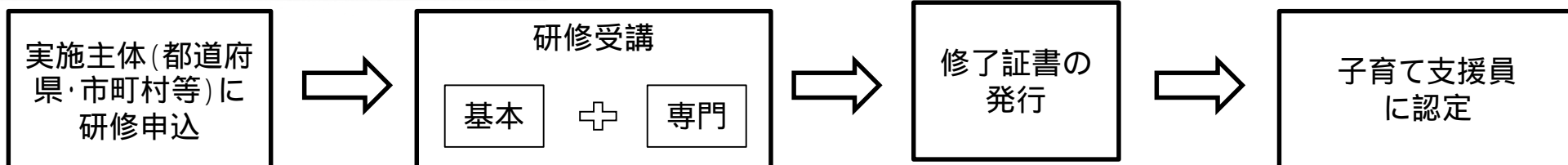
国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者

研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。

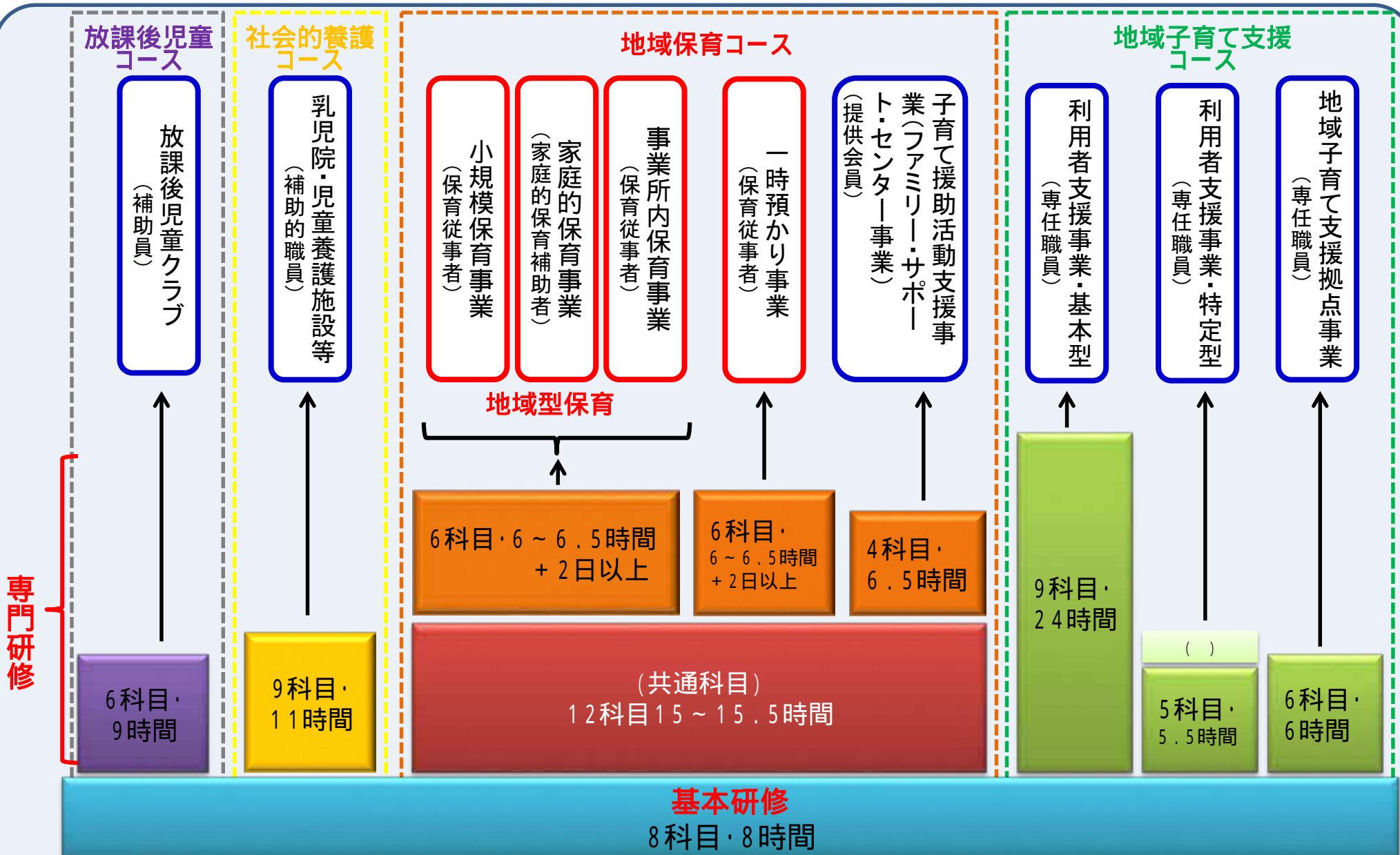
研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

## 研修受講から認定までの流れ



# 子育て支援員研修の体系



「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

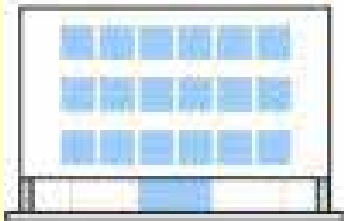
# 子育て支援員の認定の仕組み (実施主体の事務の主な流れ)

## 受付・受講の調整

- ・住民票等から本人の確認
- ・受講状況の確認 (必要な場合には自治体間で情報連携)
- ・受講に係る各種調整等

### <実施主体>

- ・都道府県又は市町村( 1 )
- ・指定事業者



( 1 )研修の実施については民間への委託も可

制度の広報  
研修の開催案内等

受講申込書の提出

子育ての経験を活かし地域で保育や子育て支援の仕事がしたい!



## 基本研修の実施

子育て支援に関する基礎的な知識等の修得や自覚の醸成



(基本研修の修了)  
( 2 )

・過去に修了した科目がある場合には一部科目修了証をもって履修したものとみなし当該科目については受講を要しない。(専門研修も同様)

・子育て支援員研修修了証を有している者は、再度別のコース等の研修受講の際には、基本研修の受講を要しない。

子育て支援の仕事に興味がある!

2 基本研修と専門研修の実施主体が異なる場合には受付・受講の調整を行う。

## 専門研修の実施

子育て支援分野の各種事業に従事するために必要な専門的な知識・技能等の修得



地域保育コース

地域子育て支援コース

放課後児童コース

社会的養護コース

## 修了者名簿の作成・管理

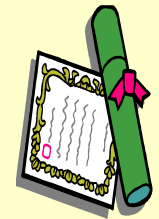
・個人情報の保護に十分留意



必要に応じてフォローアップ・現任研修の実施

## 修了証の交付

・修了証の交付は専門研修の実施主体の長が行う。  
・修了証はコース別に交付。



子育て支援員

修了コースに応じ、子育て支援の事業等に従事 (全国共通)